

2023年4月6日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役社長 武澤 恭司
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 経営管理本部総務部長 時水 久
TEL (03) 6361 - 5450

特別委員会による公開質問に関するお知らせ

当社は、2023年2月15日付け当社プレスリリースにてお知らせしたとおり、合同会社 Yamauchi - No. 10 Family Office 及び株式会社 KITE による当社の普通株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続による当社の完全子会社化に関する提案(以下「本提案」といいます。)について、特別委員会を設置しました。2023年3月29日付け当社プレスリリースにてお知らせしたとおり、特別委員会は、当社取締役会への答申時期を「2023年3月末頃」から延期し、当社の中長期的な企業価値・株主利益の見地からの本提案の妥当性・相当性について引き続き検討・評価を行っております。

今般、当社は、特別委員会より、特別委員会が YFO に対して 2023年3月23日付けで送付した追加質問事項について、未だ YFO から回答を得られていないことも踏まえて、別紙の公開質問を公表するよう要請を受けたため、これを公表いたします。なお、特別委員会による本提案の検討・評価は、当社取締役会とは独立して行われており、当社取締役会は、特別委員会と YFO の間のやりとりの内容は一切関知しておりません。

特別委員会から答申の時期はまだ示されておりませんが、当社取締役会は、特別委員会から答申を受領した後、当該答申の内容を尊重した上で、本提案についての決定を行います。本提案に対する当社取締役会の意見は、当該意見を決定次第、改めてお知らせいたします。

別紙： 特別委員会の2023年4月6日付け「Yamauchi-No. 10 Family Office に対する公開質問」

以 上

2023年4月6日

Yamauchi-No. 10 Family Office に対する公開質問

東洋建設株式会社特別委員会

特別委員会は、2023年3月6日付質問に対する合同会社 Yamauchi-No. 10 Family Office (以下「YFO」といいます。)からの同月15日付回答(以下「3月15日付回答」といいます。)に関連し、YFOに対し、2023年3月23日付で別紙の「追加質問事項」を送付いたしました。

これに対して YFO は、2023年3月31日付の特別委員会宛て「回答書」(以下「3月31日付回答」といいます。)において追加質問事項に対する回答を拒絶しているため、当委員会は、現在に至るまで、当該追加質問に対する回答を得られておりません。

しかしながら、下記のとおり、この「追加質問事項」は、YFO らの予告 TOB における決済資金の準備状況に関するものであり、予告 TOB の決済可能性に直結するものですので、一般株主の皆様には情報提供されるべきものです。

したがって、当委員会は、当社株主の皆様に対する情報提供の観点から追加質問事項を公開の上、YFO に対して改めて回答を要請いたします (回答期限：2023年4月14日(金))。

記

1. 「追加質問事項」の内容と公開の必要性

「追加質問事項」は、YFO の予告 TOB における決済資金の準備状況に関するもので、その内容は別紙のとおりです。

公開買付けを実施する者は、公開買付けの実施に際し、「公開買付者の銀行等への預金の残高その他の公開買付けに要する資金(有価証券等をもって買付け等の対価とする場合には、当該有価証券等)の存在を示すに足る書面」(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令13条1項7号)を公開買付届出書の添付資料として公開する必要があります。実務上、例えば、公開買付届出書には、預金残高証明書や金融機関からの融資証明書が添付されています。

しかしながら、YFO らは、予告 TOB という手法をとっているが故に、特別委員会としては、決済資金の準備状況を十分に確認することができませんでした。

この点に関し、YFO は、特別委員会に対する3月15日付回答で、以下のとおりに回答しています。

6. 公開買付けの決済資金について、その原資と確保状況についてご教示ください。また、融資による調達を予定されている場合、その調達可能性とともに、金融機関から提示されている主な融資条件（金利や担保設定の条件を含みます。）をご教示ください。

<ご回答>

- ・過去、YF0からは既に繰り返しご回答済みです。詳細は以下のとおりです。
- ・公開買付けの決済資金については、本予告プレスリリース（参照資料 1）中〈本公開買付けの概要〉及びYF0グループ情報提供回答（参照資料 4）の項番 12 の回答に詳細を記載しておりますので、ご参照ください。
- ・過去の面談の際にも既に説明している点ですが、YF0 は、現金化後に、合わせて優に 1,000 億円を超える金額が確保できる資産を有しております。よって、外部の金融機関からの融資資金を公開買付けの前提条件とはしておりません。事業運営上の財務健全性は十分に確保したうえで、当社らの資本効率及び貴社の最適資本構成の観点から、外部の金融機関からの融資資金を一部用いる予定です。

ところがこの回答では、そこに引用されている資料を参照しても、YF0 らが予告 TOB の決済資金を本当に準備しているのか、あるいは準備できるのかについての確認ができません。

前記のとおり、予告 TOB においては、実際の公開買付け開始時のような規制がないため、TOB 予告者の資産及び債務の状況や、決済原資の準備状況は、一般株主の皆様が買収提案の是非を判断するに際して極めて重要な情報であります。

この点に関しては、経済産業省が設置した「公正な買収の在り方に関する研究会」が公表した指針原案（2023 年 3 月 28 日公表。以下「本指針原案」といいます。）においても、透明性の原則（第 3 原則）として、「株主の判断のために必要な情報が、**買収者**と対象会社から適切に提供されるべき」とされており（本指針原案 6 頁）、また、予告 TOB に関し、「**買収のために要する資力**等、公開買付けを実際に行う合理的な根拠を有した上で」「市場の判断に資する具体的な情報を開示することが望ましい」と指摘されているところです（同 23 頁）。

この点、YF0 は、その資産状況に関し、3 月 15 日付回答で「現金化後に、合わせて優に 1,000 億円を超える金額が確保できる資産を有しております」と述べたり（同回答 3 頁）、「当社らが保有する資産（2,000 億円弱規模）」と述べたりしているものの（同回答 6 頁）、現在まで、YF0 らの資産の保有状況について客観的な資料等は何ら開示されていません。

したがって、現状、YF0 らが一体いくら資産を保有しているのか（1000 億円なのか 2000 億円なのか）、現金で決済資金を保有しているのか、保有資産は現金化が容易な流動性資産なのか、非公開株式などの現金化が容易ではない非流動性資産なのかなどの基本的な情報すらも分かりかねる状況です。これらの情報は、当社株主の皆様に対してもこれまで提供されておられません。

特別委員会としては、YF0 らの決済原資に関する情報提供がなされない限り、買収提案の検討において重要な要素である「取引の蓋然性の高さ」（本指針原案 16 頁）を評価することはできません。

また、かかる情報は、「会社を支配する者の変動に関わる事項」（本指針原案 8 頁）として、当社株主の皆様が適切な判断を行う上でも必要な基本的情報と考えています。

方が一、上記期限内に YF0 より真摯な回答がなされない場合には、特別委員会としては買収に要する YF0 の資力につきネガティブな評価をせざるを得なくなる可能性がありますので、YF0 には是非ともご回答して頂きたいと考えております。

なお、YF0 は、2023 年 3 月 15 日付プレスリリースにおいて、「当社らとしては、上記も含めて、特別委員会の設置が当社買収提案に賛同しないための上辺だけの理由を取り繕うための目的でないと納得ができなければ、追加情報を提供する理由はなく、むしろ、株主の皆様に対して、直接に情報提供をさせて頂く方針です。なお、今後の特別委員会と当社らの間のやりとりについては、株主の皆様の適切なご判断のため透明化することが重要であると考えますので、当社らから株主の皆様にも開示していく方針です」と述べております（下線による強調は原文ママ）。

にもかかわらず、YF0 は、特別委員会からの「追加質問事項」の内容については当社株主の皆様公表しておりません。

以上の次第で、特別委員会は、YF0 に対し、別紙「追加質問事項」に対して、客観的な根拠を示した上で回答するとともに、当該根拠及び回答を当社株主の皆様公開することを要請いたします。

2. YF0 の特別委員会に対する質問について

特別委員会は、YF0 より、3 月 31 日付回答において、特別委員会の公正性等に関し、当社及び特別委員会から誠実な回答がなされない限り、特別委員会に対して追加の回答をしない旨連絡を受けております（3 月 15 日付回答と同旨）。

また、YF0 は、2023 年 4 月 4 日付プレスリリースでは「特別委員会については、その設置に至る経緯、構成、現任取締役会との役割分担、諮問事項における企業価値向上の評価方法及び特別委員会による答申を受けた取締役会の裁量の余地などを踏まえると、現任経営陣の恣意性は避けられず、特別委員会を設置している意味もないと考えます。そのため、特別委員会は、現任取締役会による当社買収提案に賛同しないための上辺だけの理由を取り繕うためのプロセスに加担、又は、それを追認するだけの役割を担っているとしか考えられず、独立・中立的な立場で東洋建設の企業価値・株主利益の見地から評価・判断をいただければ到底考えられません。」と述べております。

このように、YFOは、一方的に「特別委員会を設置している意味もない」などと断じておられるのですが、特別委員会は、取締役会の独立性を補完し、取引の公正性を確保するために、買収の当事者（買収者及び経営陣）から独立した特別委員会として、YFOらの買収提案を検討しております（本指針原案18頁参照）。

具体的には、特別委員会は、2023年2月14日に設置されて以降、これまで9回にわたる委員会を開催し、東洋建設、YFOその他の重要なステークホルダーとの間で質問回答（YFOへの追加の質問回答を含みます。）を行うとともに、東洋建設から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして、株式会社ブルータス・コンサルティングを起用し、独自に株価算定を依頼するなどして、情報収集を行い、多岐にわたる論点について検討を重ねております。こうした検討を慎重に行っている関係上、当初予定していた3月下旬の答申時期も延期することを余儀なくされております。

YFOの「特別委員会は、現任取締役会による当社買収提案に賛同しないための上辺だけの理由を取り繕うためのプロセスに加担、又は、それを追認するだけの役割を担っている」としか考えられないというご指摘は、事実誤認であり、誠に遺憾というほかありません。

特別委員会は、これまで同様、今後も、取締役会の独立性を補完し、取引の公正性を確保するために、YFOらの買収提案について検討して参ります。

以 上

別紙

追加質問事項

質問事項 6 に対する貴社らの 2023 年 3 月 15 日付けご回答に関連し、以下の事項をご教示ください。

- (1) 2023 年 3 月 15 日付けご回答に「YF0 は、現金化後に、合わせて優に 1,000 億円を越える金額が確保できる資産を有しております。よって、外部の金融機関からの融資資金を公開買付の前提条件とはしておりません。」とあります。

この記載より、貴社らは、外部の金融機関から融資資金が得られなくとも、公開買付けを実施する意向であると理解しましたが、この理解は正しいでしょうか。

- (2) 上記(1)の引用部分に関連し、以下の事項をご教示ください。

①YF0 の資産及び債務の具体的内容

②YF0 の現時点の現預金残高

③公開買付けの決済資金を確保するために現金化する必要のある資産の種類（株式の場合は銘柄及び上場・非上場の別）

④公開買付けの決済資金を確保するために現金化する必要のある資産の額、及び、現金化する必要のある資産のうち非上場会社の株式又は持分が占める割合

⑤上記③の資産を現金化する方法、及び、当該資産を現金化し、決済資金を確保するのに必要な期間（資産の種類別にご回答ください。）

- (3) 上記(1)の理解が正しくない場合、上記(1)で引用したご回答はどのような意味なのか、ご教示ください。

- (4) 2023 年 3 月 15 日付けご回答では、上記記載に続いて「事業運営上の財務健全性は十分に確保したうえで、当社らの資本効率及び貴社の最適資本構成の観点から、外部の金融機関から融資資金を一部用いる予定です。」とされています。

この記載とその直前の「外部の金融機関からの融資資金を公開買付の前提条件とはしておりません。」との整合性は、どのように理解すれば良いのでしょうか。

- (5) 貴社らの 2022 年 5 月 18 日付け「東洋建設株式会社（証券コード：1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」では、「現時点では、当社らの資本効率及び対象者の最適資本構成の観点から、金融機関からの融資金額約 500 億円、当社らによる出資金額約 440 億円を想定しています」との記載があります。

貴社らは、実際問題として、現時点において、公開買付けの決済に金融機関からの融資

資金を用いる予定なのかにつき、ご教示ください。

- (6) 上記(5)において、融資資金を用いる予定の場合、決済資金の内訳（融資資金の金額と貴社らの自己資金の金額）をご教示ください。
- (7) 上記(6)につき、決済資金のうち自己資金部分の準備状況に関して、以下の①～④についてご教示ください。
- ① 貴社らの現時点の現預金残高
 - ② 公開買付けの決済資金（自己資金部分）を確保するために現金化する必要のある資産の種類（株式の場合は銘柄及び上場・非上場の別）
 - ③ 公開買付けの決済資金（自己資金部分）を確保するために現金化する必要のある資産の額、及び、現金化する必要のある資産のうち非上場会社の株式又は持分が占める割合
 - ④ 上記②の資産を現金化する方法、及び、当該資産を現金化し、決済資金（自己資金部分）を確保するのに必要な期間（資産の種類別にご回答ください。）
- (8) 上記(6)につき、決済資金のうち融資資金部分の準備状況に関して、以下の①～③についてご対応ください。
- ① 金融機関から当該融資が得られる蓋然性を当委員会が確認できる資料をご提出ください。
 - ② 金融機関から提示されている主な融資条件（融資金額、金利、返済期限、担保の内容、担保条件、融資の前提条件、コベナント等）をご教示ください。
また、これらが記載されたタームシートやインディケーションレター等が金融機関から提示されている場合、当該書面をご提出ください。
 - ③ 2022年9月11日付けの「貴社グループに関する情報の提供依頼」に対する貴社の回答・項番12において、「今後金融機関から融資証明書を取得いたしましたら、貴社にもご共有する予定です」とあります。既に貴社において金融機関から融資証明書を取得されている場合は、ご提出ください。融資証明書を取得されていない場合は、融資証明書の今後の取得の見込み及びその取得予定時期についてご教示ください。
- (9) 上記(6)につき、以下の事項についてご教示ください。
- ① 決済資金に用いる融資資金についてはその返済計画及びその原資
 - ② 決済資金に用いる自己資金についてはその回収計画及びその原資

以上